

## 一般財団法人（非営利型）への移行

一般財団法人に移行申請することは、平成 21 年 12 月 3 日の理事会で承認され、翌 22 年 6 月 17 日の評議員会で正式に機関決定されました。一般財団法人に移行することから、様々な課題について現在までに決められた内容を、質問形式で説明します。

**質問 1 一般財団法人（非営利型）への移行時期はいつですか？**

答え 平成 25 年 4 月 1 日を予定しています。(平成 23 年 11 月 22 日理事会で議決)  
平成 23 年度決算が評議員会で承認されて以後に申請します。

**質問 2 一般財団法人に移行すると、どのようなことをしなくてはなりませんか？**

答え 公益目的支出計画に基づいて、毎年、公益のために支出しなくてはなりません。これまで、公益法人として税の優遇を受けて蓄えてきた正味財産（平成 22 年度末決算 16 億円程）を毎年 500 万円、教育文化助成事業で公益のために 320 年間程かけて支出することを計画しています。16 億円程が無くなることは残念だと思われるかもしれませんが、その間に銀行に預金しておいて運用益（320 年間程で推定 200 億円）を得ることができます。

**質問 3 一般財団法人に移行すると、どのような規制を受けますか？**

答え ①保険業法の適用を受けることになります。(質問 4 参照) ②貸金業法の適用を受けることになりそうです。(質問 5 参照) ③利子税が課税されます。④課税団体となり、税務署の指導・監督が入ります。(質問 6 参照) ⑤理事会・評議員会等の出席は、本人が必ず出席することになり、委任状による出席は認められません。

**質問 4 「保険業法の適用を受けることになる」とは、どのようなことですか？**

答え 以下順を追って詳しく説明します。

一般財団法人に移行すると、保険業法の適用を受けます。私たちの団体は営利を目的として行っているのではなく、会員相互に助け合う互助の精神で事業をしています。したがって、保険業法の適用除外を強く願って要望活動を行ってきました。完全な適用除外にはなりませんでした。一つの法律案という形で、平成 22 年 11 月 12 日参議院本会議において可決成立しました。それは、「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案」（「再改正保険業法」という）です。

① 「再改正保険業法」とは何ですか？

平成 17 年に「保険業法等の一部を改正する法律」（「改正保険業法」という）の公布の際、それ以前から医療給付等の事業を行っていた者は、当分の間、行政庁の認可を受けて、特定保険業を行うことができるというものです。その